

2018年7月27日

総務大臣 野田 聖子 殿
内閣府特命担当大臣（金融） 麻生 太郎 殿
金融庁長官 遠藤 俊英 殿

情報公開請求情報の漏えい問題についての声明

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
理事長 三木 由希子

当法人は、公的機関における知る権利の擁護と確立を目指して活動する特定非営利活動法人です。

野田聖子総務大臣の議員事務所が金融庁の調査を受けている会社の関係者と同席して行われた面会の記録の情報公開請求情報を、金融庁が野田大臣に漏えいしていたことが報道されました。報道によると、金融庁から総務省の担当者に対し、「危機管理」のため、開示請求者名を伏せて請求情報の資料を提供し、口頭で請求者を伝えたとされています。

金融庁は「閣僚に関する請求で、後に報道される可能性があるため情報を伝えた。情報公開法の趣旨に反する行為であり深く反省している」（2018年7月25日毎日新聞）と述べたとされています。また、総務省への情報漏えいは、金融庁審議官の了解を得て情報公開の担当者が行っていたともされています（同日読売新聞）。

野田大臣は「事実確認したところ、総務省の担当者が金融庁の担当者から伝えられていたことがわかった。請求者の情報も含まれており、不適切だった。（自分が知った時点で）確認して注意喚起するなどの対応を取るべきだった」（2018年7月24日朝日新聞）と述べたとされています。また、2018年7月25日の毎日新聞では「開示請求（者）の萎縮や公開制度の信頼低下につながる恐れがあり、好ましくない」と述べたとされています。

当法人は、情報公開法の問題とともに特に以下の点について、金融庁、総務省及び総務大臣の見解を明らかにすることを求めます。

1 規制当局としての対応に問題がある

請求情報の漏えいは、規制当局である金融庁が、規制対象である事業者との面会を取りもった野田大臣側に対して、「危機管理」と称して行われています。規制対象事業者側で接触してきた野田大臣側に対し、情報公開請求を受けて把握した関係情報を、規制当局として情報提供して便宜を図っていることとなります。しかも、この情報提供を金融庁審議官が了承しており、組織的に容認していたこととなります。

このような認識には、規制当局としての中立性、適正性に疑義を生じさせるものです。特に国会議員関係者に対し、規制対象事業者に関連して規制当局として「配慮」すること、しかも、情報公開請求の手続を「利用」し、「危機管理」と称して事前対策の機会を与えることは、本来あってはならない事態です。これは「危機管理」ではなく、便宜供与です。この点について、金融庁は情報公開法との関係だけでなく、規制当局として規制対象事業者とその口利きをする国会議員側にどのように対応しているか、これを機に明らかにする必要があります。

2 第三者照会の対象から公職者及びその関係者をはずすべきである

なお、情報公開法は、第三者照会の手続を設けており、請求対象情報が特定の法人や個人に関する情報であった場合、当該情報の開示・不開示について意見を聞くことができます。請求者が誰であるかが明らかにされることはありませんが、どのような請求がなされたか、いつ請求があったかは、法の定める手続により、請求に対する決定に先立ち情報内容の当事者によって把握される場合があります。

しかし、このような第三者照会の手続が、規制当局に対する、規制対象事業者側に立った政務三役を含む国会議員側からの働きかけ等の情報に関して行われると、それ自体が問題であると考えます。行政機関と国会議員やその関係者との関係は、一般民間人や事業者と行政機関との関係と明らかに異なるからです。

現行制度は、第三者照会の対象から国会議員側を除外していません。行政機関は情報公開請求を受け付けて対応することから、どのような関心もたれているか、請求手続を通じて把握し得る立場にあります。国会議員側に関する情報について、不当な介入を招かないよう第三者照会の対象から外すべきです。

3 情報公開請求情報の扱いについて

本件は、口頭で請求者が誰であるかを金融庁が総務省側に伝えてあります。請求者を含

む情報公開請求情報については、適正で健全な法の運用のため、以下のような取り扱いをすべきです。

①請求者情報

誰が情報公開請求者であるかは、個人・団体ともに非公開情報として扱われ、実際に情報公開請求に対して請求者情報は不開示判断がされています。

また、個人からの請求の場合は、行政機関個人情報保護法の規定により他の行政機関に対して請求者情報を提供することは外部提供であり、行政機関内でも請求手続以外での利用は目的外利用であり、違法です。団体であった場合は、法令上、個人情報と同様の扱いは受けませんが、情報公開請求は誰が請求者であるかに関係なく、請求対象を特定し、開示・不開示の判断を行うものであり、請求者情報は請求書に必要な範囲での利用以外に利用されるべきではありません。

情報公開請求は、請求対象文書を保有している所管課が、行政文書の特定と開示・不開示の判断を行う運用を行っているため、請求情報は請求者名も含めて請求対象情報に関する当事者である所管課が把握します。そのことが請求者にとっての一つのハードルになっているところもあり、加えて請求者情報が外部の第三者、議員、行政機関内の請求に関係ない部署に提供される可能性を考慮しなければならなくなると、正当な権利行使である情報公開請求を不当に制約することになります。

第三者などから実際に圧力があるか否か、会ったか否かではなく、可能性が否定できないことが権利行使の制約要因になることをよく認識したうえで、情報公開制度の運用をする必要があります。

②請求内容情報

情報公開請求内容は、請求内容に不開示情報に該当するもの（個人名や企業名など）を除き、過去にどのような請求があったのかは情報公開請求により開示されますし、自治体では運用状況報告で請求内容を公表しているところもあります。問題になるのは、請求内容の関係者に特に請求があったことなど、適切な手続によらずに個別に知らせることです。関係者から開示・不開示の不当な介入を招く土壌を作りかねないですし、たとえ情報公開請求に対する決定がされた後であっても、情報内容の当事者に請求があったことなどの情報提供を個別に行うことは、そのこと自体に特定の意図があるから起こるもので、便宜供与に該当すると考えます。

しかし、請求内容に関しては、どのような情報公開請求がなされているかを情報公開請求すると、決定が終わっていない処理途中の案件も含めて開示されますので、秘密や

非公開の情報ではありません。

「反復継続的に開示がなされた情報等の提供について」（情報公開に関する連絡会議申合せ）では、一定の条件のもと請求により開示された行政文書を公表することとしており、また、原子力規制委員会は情報公開請求があり開示した行政文書を積極的に公表しています。

情報公開請求は請求者に対して行政文書を開示する手続ですが、同じ情報は誰が請求しても同じ様に開示するものなので、このような対応や措置は歓迎すべきものですし、当法人としても歓迎しています。開示された行政文書を公表することは、請求内容を公開しているものと同じであり、請求内容情報をいたずらに取り扱いに注意すべき情報として扱うことは、情報公表や共有を妨げる、情報公開制度の趣旨に反するものであることに留意し、制度を運用することを期待します。

以上

◆連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
〒160-0008 東京都新宿区三栄町 16-4 芝本マンション 403
TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944
E-Mail icj@clearing-house.org